医師のための

法律相談コーナー

弁護士　矢吹（やぶき）　徹雄（てつお）
弁護士　高橋（たかはし）　和征（かずまさ）

近時の医療判例（62）
－慰謝料増額事由が争点となった事例－

＜腰椎後方除圧術の際に腰椎部の馬尾神経を切断損傷されたことにより残った後遺障害につき、後遺障害慰謝料として3300万円が認容された例＞
（神戸地裁姫路支部令和７年５月14日判決
医療判例解説119号131頁）

１　事案の概要

⑴　患者である原告Ｘ１（女性・令和２年１月当時74歳）は、腰部脊柱管狭窄症の治療のため、令和２年１月22日、本件病院（地方公共団体である被告市が運営開設する病院）において、被告Ｙ２（本件病院の脳神経外科に所属する原告Ｘ１の主治医）を執刀医、本件病院の脳神経外科科長であるＥ医師（以下「Ｅ医師」という）を助手とする本件手術を受けたところ、第２・第３腰椎間の施術を行った被告Ｙ２の手技上の過失により、腰椎部の馬尾神経を切断損傷された（本件医療事故）（当事者間に争いがない）。

⑵　原告Ｘ１は、馬尾神経の切断損傷により、両下肢の麻痺を来たし、自力での起立・歩行が不可能な状態となり、重度の膀胱直腸障害が生じ、腰部から両下肢にかけて神経障害性の疼痛が生じるようになった。

Ｅ医師は、令和２年10月23日、原告Ｘ１の神経障害性の症状が回復する見込みは極めて厳しいとして、原告Ｘ１の本件医療事故による後遺障害につき症状固定と診断した（以下、同日を「本件症状固定日」という）。

⑶　本件症状固定日における原告Ｘ１の後遺障害の程度は、自動車損害賠償保障法施行令別表第一（以下「別表第一」という）１級１号（神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの）に相当する。

⑷　原告Ｘ１及びその子である原告Ｘ２は、本件手術の執刀医である被告Ｙ２に本件医療事故につき悪質な手技上の過失があると主張し、被告Ｙ２に対しては不法行為責任に基づき、被告市に対しては使用者責任又は債務不履行責任に基づき、損害賠償金（このうち後遺障害慰謝料については慰謝料増額事由があるとして4000万円を請求）の連帯支払を求めた。

（症状固定後に発生した転倒事故に関する請求もなされているが、本稿では割愛する）

⑸　本件医療事故について被告Ｙ２に手技上の過失があり、被告らが損害賠償責任を負うことは、当事者間に争いがない。

本件の争点のうち主たるものは、慰謝料額、特に後遺障害慰謝料額につき、原告らが主張する慰謝料増額事由があるか否かである。

２　判旨

本稿では、慰謝料増額事由を中心に説明しますので、本件で同事由が問題になった後遺障害慰謝料に関する判旨を確認します。

【判旨】

〈１〉（被告Ｙ２の技量）について

「手技は、経験のある医師において危険を感じさせるものであったと認められることからすると、被告Ｙ２の本件医療事故における注意義務違反の程度は著しいといえる。･･･また、･･･被告Ｙ２が本件病院に入職してから約９か月の間に手術に関与した11事例が医療事故として検証の対象とされたことが認められ･･･被告Ｙ２の技量が稚拙であったことをうかがわせる事情といえ、被告Ｙ２の本件医療事故における注意義務違反の程度が著しいものであったことを裏付ける事情というべきである。」

〈２〉（後遺障害の程度）について

「原告Ｘ１には、･･･両肢関節の機能不全、重度の膀胱直腸障害とともに、神経障害性疼痛の後遺障害が残ったのであり、神経性疼痛障害については、日により疼痛の程度に変化があるものの、著しい時には耐え難い疼痛となり、永続的に鎮痛剤の投薬が必要となるほどのものであることからすると、原告Ｘ１の後遺障害の程度は重大である上、算定困難な苦痛を伴うものといえる。」

〈３〉（本件手術前の説明）について

「慰謝料増額事由と評価すべき虚偽の説明があったと認めることはできない。」

〈４〉（本件病院による監督、安全管理）について

「本件病院による監督、安全管理として、被告Ｙ２に本件手術をさせるべきでなかったとまではいえない。」

〈５〉（本件医療事故後の対応）について

「被告Ｙ２が本件医療事故後に原告らに対し馬尾神経を切断損傷したことを明確に説明しなかったことについては、被告Ｙ２も争うところではない。･･･

また、記者会見を開いて一連の医療事故を謝罪したのは令和４年６月であることに加え、調査内容の開示を求める原告らの要望への対応にも時間を要したことが認められ、･･･迅速に説明を尽くしたと評価するには不足があるというべきである。･･･本件医療事故後のこれらの事情は、本件医療事故の慰謝料を検討する上でも相応に考慮すべきである。」

〈小括〉

「以上を踏まえ、原告Ｘ１の後遺障害の内容・程度に加え、本件医療事故における被告Ｙ２の過失の重大性、被告市の事後の一連の対応における不足など、本件に表れた一切の事情を総合すると、原告Ｘ１の後遺障害慰謝料としては、3300万円を認めるのが相当である。」

3　本判決のポイント

⑴　本事案は、前述のとおり、過失があって損害賠償責任を負うことにつき当事者間に争いがない事案であり、慰謝料増額事由が主たる争点となった事案です。

慰謝料については、本紙第1287号「近時の医療判例（59)」において、慰謝料額につき法律上明確な基準はないことを前提に、一般論として「交通事故事案の算定基準を参考にした上でこれを修正して算定されることが通常」と説明しました。本件では、増額事由、すなわち、基準からの「修正」が問題となった事案といえます。

この点、後遺障害慰謝料につき裁判所が認定する場合の「交通事故事案の算定基準」としては、本件と同じ等級１級の場合は2800万円程度が一応の基準とされています。交通事故の場合、例えば、加害者の過失が重大な場合や、事故後の対応が不誠実な場合などにこれが修正され、慰謝料増額事由とされることがあります。

医療過誤の場合も交通事故と同様であり、過失が重大である場合や事後の対応が不誠実な場合などは、上記「基準」から修正（増額）がなされる場合があります。

⑵　本件と同様に慰謝料増額が主たる争点となった裁判例（ただし、後遺障害慰謝料ではなく死亡慰謝料が問題になっています）として、東京高裁平成19年９月20日判決（以下「参考判例」）があり、以下のように判示しています。

①「精神的苦痛は極めて大きく、･･･本件の弁論に顕れた一切の事情を考慮すると、花子（死亡した患者・仮名）の死亡慰謝料及び１審原告らの有する固有の慰謝料については、合計で2700万円･･･とするのが相当である。･･･上記慰謝料の合計金額は、交通事故等による死亡被害者が花子と年齢及び生活状況等を同じくする女性である場合に通常支払われる慰謝料総額を300万円程度上回るものである。」

②「医師の注意義務違反の内容と程度及び患者側の受けた損害の内容と程度によっては、患者側の精神的苦痛に対する慰謝料の額が通常の交通事故等の場合よりも高額なものとなる場合もあり得るというべきである。他方において、交通事故等の場合においても、加害者の過失の内容が悪質で、程度が大きい場合や、これにより被害者側の受けた損害の内容と程度によっては、被害者側の精神的苦痛に対する慰謝料の額が通常の交通事故等の場合よりも高額なものとなる場合もあるのであり、一概に、医療事件における場合と交通事故等における場合とで、慰謝料水準が異なるということはできず、具体的事案における慰謝料額は、当該事案における諸般の事情を総合考慮して判断すべきものというほかない。」

③「既に腹腔内出血を疑うべき血圧低下等の所見が現れていたにもかかわらず、花子の日常血圧についての誤った認識に基づいてこれを軽視し、看護師に点滴についての指示をしたのみで、検査の必要性や自己又は他の医師への連絡の要否等も明示せず、経過観察に当たるべき他の医師を確保することもなく帰宅し、その結果、花子は３時間余りも医師による診察がされない状態のまま病状が進み最悪の結果を招いたのであるから･･･患者との信頼関係に反した程度は高く･･･精神的苦痛も大きいといわざるを得ない。･･･本件において、上記のように通常より高額の慰謝料を算定することは、事案に即した判断である。」

参考判例では、交通事故の算定基準よりも高額の慰謝料を認定しましたが（①)、その理由としては、類型として医療過誤事案であるから交通事故事案より高額（参考判例の原審ではそのような判示をしました）という理由ではなく、個別具体的事案ごとの諸般の事情により増額を判断するとしています（②)。その上で、具体的な過失の重大さなどから高額の慰謝料を認定しています（③)。

⑶　本件判決も、類型的に交通事故事案と医療過誤事案の相違を問題にすることなく、個別具体的な事情、すなわち、〈１〉被告Ｙ２の技量、〈２〉後遺障害の程度、〈５〉本件医療事故後の対応につき、それぞれ、注意義務違反の程度が著しい、障害の程度が重大・苦痛が大きい、事故後の対応により精神的苦痛が増大したとして慰謝料増額事由としており、参考判例と同様の判断枠組であると考えられます。

⑷　このように、過失・損害賠償責任に争いがない場合でも、例えば、過失の重大性や事後対応の不足によって慰謝料が増額され得ることから、この点に留意すべきといえます。